

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について

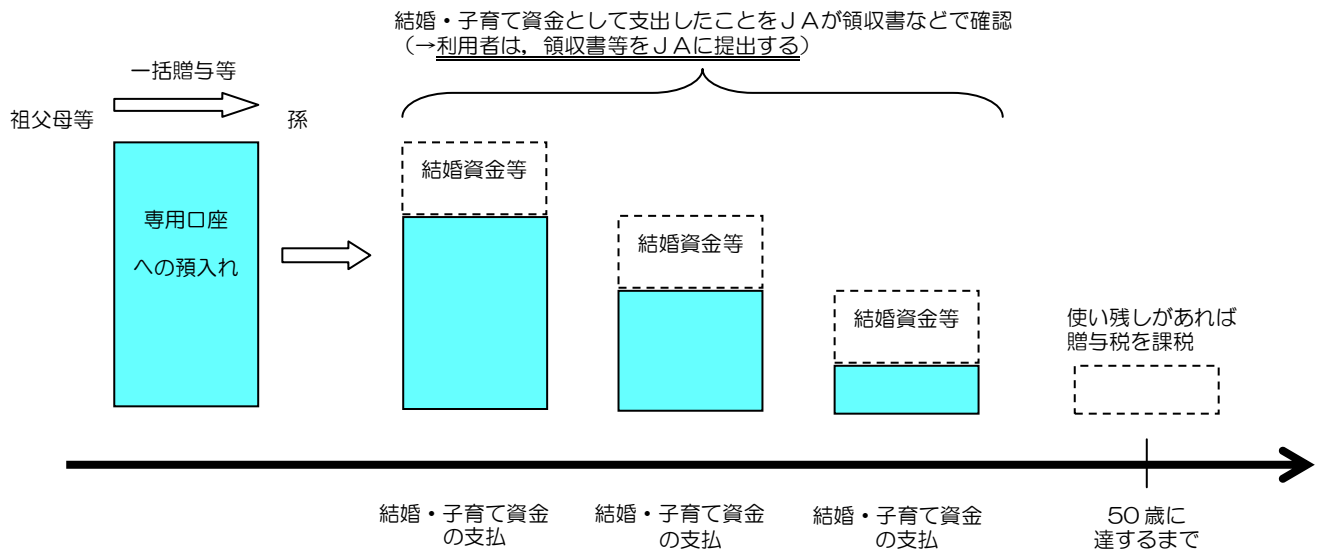
平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、祖父母等（直系尊属である贈与者）が子や孫等（受贈者）に対して、**結婚・子育て資金**に充てるため一括して金銭を贈与し、当該子や孫等の名義で新たに開設された口座に預入れされた場合には、**贈与税が非課税**となります。

〔制度の概要〕

非課税となる結婚・子育て資金の範囲と金額	<ul style="list-style-type: none">■結婚または妊娠・出産・育児関係の一定の用途に要する金銭 ⇒最大1,000万円まで※結婚に際して支払われる金銭（結婚披露を含む。）については、上記1,000万円の範囲内で、最大300万円まで※詳細は、JAにご確認または内閣府ホームページをご参照ください。 ⇒ http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html
贈与者となりうる方	<ul style="list-style-type: none">■受贈者の直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母）
受贈者の年齢制限	<ul style="list-style-type: none">■20歳以上50歳未満
当初のお手続	<ul style="list-style-type: none">■本非課税措置に対応した受贈者名義の専用口座をJAで開設のうえ、贈与された金銭を預入れしていただきます。■口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります。■専用口座の開設にあたっては、受贈者から所定の申告書（結婚・子育て資金非課税申告書）をJAに提出いただきます。 <専用口座について><ul style="list-style-type: none">・専用口座は、受贈者お一人につき1つです。専用口座を1つ開設された受贈者は、他の取扱金融機関や口座開設されたJAの他の店舗も含め、他に専用口座を開設できません。・2口座以上開設された場合は、1つを除き無効となります。・受贈者が50歳に達した日などに専用口座は終了します。
結婚・子育て資金の払出し	<ul style="list-style-type: none">■専用口座から払い出された資金を結婚・子育て資金としてご利用されたことを確認するため、結婚式場等からの領収書等を提出いただきます。 ※領収書等の提出がない払出しや結婚・子育て資金目的外の払出しは課税対象となります。

※具体的な税務上の取扱いについては、お客様ご自身で税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

※取扱商品の詳細は、下記の**〔取扱商品の概要〕**をご覧ください。



一括贈与の非課税措置を活用される場合の留意点

1. 結婚・子育て資金の贈与に対する非課税措置は従来からあります！

従来から、扶養義務者から被扶養者への「**治療費、養育費などの生活費であって、通常必要と認められる**」範囲内で**都度贈与を行う場合は非課税**とされています。一括での贈与が必要なのかどうか判断しなければなりません。また、現行の非課税措置では、**受贈者についての年齢制限はなく**、贈与者もその扶養義務者（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹、三親等以内の親族で家庭裁判所の審判により扶養義務者となった者、三親等以内の親族で生計を一にする者をいう。）であり**対象範囲も広く**なっています。^(注)

(注) 相続税法第21条の3第1項第2号、相続税基本通達21の3-3~6

2. 一括贈与の非課税措置を活用される前にご確認ください！

- (1) 受贈資金は専用口座への預入れが必要ですので、支払いの都度、結婚・子育て資金に充てることを証明する**領収書等**を専用口座を開設されたJAに提出しなければなりません。
- (2) 子や孫（受贈者）が**50歳**になった時点で**残額**があると、その時点で残額について贈与があったものとみなされ**贈与税が課税**されます。本来課税されなかったもの、あるいは課税されたにしても相続税率が適用されたものが、この非課税措置を活用したためにより累進性の高い贈与税率が適用されるため、かえって税負担が重くなる可能性があります。贈与額について十分留意される必要があります。
- (3) **一度贈与された資金は贈与者に戻すことはできません**。よって、贈与者が老後資金等を充分にご準備されていることが重要です。
- (4) 当制度は、類似の制度である「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と比較すると、贈与者が死亡した場合の取扱いが大きな違いとなっています。当制度では、贈与者が死亡した場合、その死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金として支出した額を控除した残額については、子や孫（受贈者）が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、同贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されます。

〔取扱商品の概要〕

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A 結婚子育て資金贈与専用口座 (普通貯金) ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直系尊属 (曾祖父母、祖父母、父母等) から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した 20 歳以上 50 歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき 1 口座です。専用口座を開設した場合、他の支店 (所)・金融機関で専用口座の開設はできません。
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年 3 月 31 日まで
預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱期間内で随時預け入れできます。 ※直系尊属から贈与された金銭を取得後 2 ヶ月以内に預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および結婚・子育て資金非課税申告書等を J A に提出いただきます。
預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 円以上 1,000 万円以下 (1 円単位)
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等を提出いただきます。 なお、領収書等の提出がない払い戻しや結婚・子育て資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等の内容が結婚・子育て資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。
利息 (1) 適用金利 (2) 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の約定利率を適用します (変動金利)。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日まで復興特別所得税が付加されています。
手 数 料	—————
中途解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①50 歳に達した場合、②死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュカードは発行しません。 ・ 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払 (結婚・子育て資金の支払いは除く) のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。

詳しくはお近くの J A 窓口にお問い合わせください。